## 社会福祉協議会による貸付制度のごあんない

千葉県社会福祉協議会では新型コロナウイルス感染症の影響を受け、失業等により生活に困窮された方(世帯)に対して生活費等の資金の貸付を行っています。貸付を希望される方は市町村の社会福祉協議会までご相談ください。

※現に新型コロナウイルスに感染されている方やそのご家族など濃厚接触者に該当する方、またその 疑いがあると思われる方は、あらかじめお電話にてお問い合わせください。感染拡大防止の観点か ら、ご協力をお願いいたします。

## 総合支援資金(特例貸付)

○貸付対象

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯

## <対象要件>

- ・原則として、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業等による支援を受けるとともに、 社会福祉協議会や、ハローワーク等の関係機関から貸付後の継続的な支援(就労支援、家計相談 支援等)を受けることに同意していること
- ・資金の貸付を受けようとする方の本人確認が可能であること
- ・現に住居を有していることまたは住居確保給付金の申請を行い、住居の確保が確実に見込まれること
- ・本人及び世帯員が暴力団でないこと
- ・他の公的給付または公的な貸付を現に受けることができず、生活費を賄うことができないここと
- ○貸付限度額 ※原則として3か月以内
- · 単身世帯:月15万円以内
- ・複数世帯:月20万円以内
- ○貸付方法(条件)
- (1) 据置期間(返済猶予期間):貸付最終月末より1年以内
- (2) 償還期限(返済期間):据置期間経過後10年以内
- (3)貸付利子:無利子

ただし償還期限後は延滞利子年5.0% (令和2年4月1日以降の契約分は年3.0%)

- (4)連帯保証人:不要
- ○申込み方法・手続きについて
  - (1) 資金の借り入れを希望される方は、自立相談支援機関に相談・申請のうえ、現在居住しているまたは今後居住する予定の市町村社会福祉協議会へご相談ください。
- (2)ご相談後、借入れの申請をする場合は社会福祉協議会窓口にて「借入申込書」に記入のうえ必要書類等を提出していただきます。
- (3) 市町村社会福祉協議会で申請を受理し、千葉県社会福祉協議会で審査の上貸付の可否を決定します
- (4)貸付が決定になった場合、借用書の取り交わしを行い、貸付金をご指定の口座へお振込みいたします。

申請に必要な書類等】※必要に応じてその他の書類を求める場合があります。	`
借入申込書	
留意事項に関する同意書	
健康保険証及び住民票の写し(住民票は世帯全員分、発行後3ヵ月以内のもの)	
運転免許証等顔写真付き証明書	
申込者や世帯の状況が明らかになる書類(詳細は申込書の裏面参照)	
離職者の場合:離職票、廃業届等	
収入減少の場合:収入の減少の状況を確認できる書類として減少後の給与明細や通帳の写し、	
個人事業主の方は確定申告書および収入減が確認できる帳簿等	
自立計画書(2種類、負債がある場合は「自立計画債務一覧表」も必要)	
求職申込み・雇用施策利用状況確認票(ハローワーク発行)	
収入支出計画書	
住居確保給付金支給申請書の写し(該当者のみ)	
住居確保給付金支給対象者証明書写し(該当者のみ)	
固定資産税納入通知書の写し(持家の場合)	
10 (A-12 ) . (A)	